

(3)

## 所得税額の控除に関する明細書

事 業 年 度	· ·	法 人 名	
------------	-----	-------	--

## 御注意

の「1」から「5」までの特別措置法第②33条第2項の規定の適用がある場合に、「8」、「14」及び「21」の各欄は、法人の各事業年度において、東日本大震災からの復興特別所得税の額を含めて記載します。

の「1」から「5」までの特別措置法第②33条第2項の規定の適用がある場合に、「8」、「14」及び「21」の各欄は、法人の各事業年度において、東日本大震災からの復興特別所得税の額を含めて記載します。

区分 分			収 入 金 額		①について課される所 得 税 額		②のうち控除を受ける所 得 税 額	
			①		②		③	
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定目的信託の債権的受益権の金銭の分配	1	円		円		円		円
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	2							
集團投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配	3							
割引債の償還差益	4							
その他の	5							
計	6							
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集團投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算								
個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合	控除を受ける所得税額	
		7	8	9	10	11	12	
		円	円	月	月			円
銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期末の所有元本数等	配当等の計算期首の所有元本数等	$\frac{(15)-(16)}{2\text{又は}12}$ (マイナスの場合は0)	所有元本割合 $\frac{(16)+(17)}{15}$ (小数点以下3位未満切上げ) (1を超える場合は1)	控除を受ける所得税額 $(14) \times (18)$
		13	14	15	16	17	18	19
		円	円					円
その他に係る控除を受ける所得税額の明細								
支払者の氏名 又は法人名	支払者の住所 又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考			
			20	21				
		・ ・	円	円				
		・ ・						
		・ ・						
		・ ・						
		・ ・						
計								